

## 生駒市水道事業管理規程第 2 号

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

生駒市水道事業管理者 古 川 文 男

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程等の一部を改正する規程

(市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部改正)

第 1 条 市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程 (平成 2 4 年 3 月生駒市水道事業管理規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中 「下水道管理課 管理係 施設係 竜田川浄化センター 下水道推進課 工務係」 を 「下水道課 管理係 施設係 竜田川浄化センター」

工務係 に改める。

第 3 条の見出し中「各課共通」を「共通」に改め、同条中「から第 6 条」を「及び第 5 条」に、「課」を「下水道課及び竜田川浄化センター」に改め、同条第 5 号を削る。

第 4 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(下水道課の分掌事務)」を付し、同条中「下水道管理課」を「下水道課」に改め、同条管理係の項第 1 号中「基本構想及び基本調査並びに」を削り、同項第 1 0 号中「部及び」を削り、同号を同項第 1 2 号とし、同項第 5 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 下水道補助事業の申請に関すること。

第 4 条管理係の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次

に次の１号を加える。

- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本計画、計画決定及び事業計画に関すること。

第４条に次の１項を加える。

工務係

- (1) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (5) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関すること。
- (6) 処理場の設計、施工及び監督に関すること。
- (7) 私道内公共下水道枝管工事に関すること。

第５条に見出しとして「（竜田川浄化センターの分掌事務）」を付する。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

第８条第２項中「その属する部の事務又はその属する部の特定の事務」を「部の事務又は特定の事務」に改め、同条を第７条とする。

第９条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

第１１条第１項中「又は所長（竜田川浄化センターの所長に限る。以下同じ。）」を「、竜田川浄化センターに所長」に改め、同条を第１０条とする。

第１２条を第１１条とし、第１３条を第１２条とする。

第１４条第２項中「所管課長」を「課長」に改め、同条第３項中「それぞれ所管課長」を「課長」に改め、同条を第１３条とする。

第15条を第14条とする。

第16条第1項中「又は課長補佐」を「、課長補佐又は所長」に改め、同条を第15条とする。

第17条を削る。

第18条中「課又は」を削り、同条を第16条とする。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第2条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第6号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第7号中「第9条」を「第8条」に改め、同条第8号中「第10条」を「第9条」に改め、同条第9号中「第11条」を「第10条」に改める。

第4条第2項及び第3項中「所管課長」を「課長」に改める。

第7条第5号中「第9条第3号」を「第9条第5号」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「下水道管理課長」を「下水道課長」に改め、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関すること。

(2) 現場監督員の選任に関すること。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(生駒市水道事業公印規程の一部改正)

第3条 生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「下水道管理課長」を「下水道課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。